

生企第97号
平成27年3月2日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

獣銃等の所持許可の更新時期を統一したい旨の申出があった場合の対応
要領について（通知）

獣銃又は空気銃（以下「獣銃等」という。）を複数所持しており、その所持許可の更新時期が異なる者について、更新時期を統一したい旨の申出がなされた場合の対応については、下記のとおり行われたい。

記

1 趣旨

獣銃等の所持許可を受けている者は、所持許可の有効期間ごとにその更新を受け必要があるところ、獣銃等を複数所持している者については、それぞれの獣銃等に係る所持許可の有効期間の満了する時期が異なると、頻繁に更新手続を行うこととなり、申請者にとって負担となっている。

このため、申請者が希望する場合には、所持許可の更新時期を揃え、3年に一度、全ての獣銃等について同時に更新を受けることができるようにするための手続きを定めるもの。

2 手続

獣銃等の所持許可又は許可の更新を受けようとする者が、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年總理府令第16号。以下「施行規則」という。）第35条第1項の規定により、現に有する許可証と引換えに新たな許可証の交付を受ける場合において、他の獣銃等の所持許可を受けているときは、その者の希望により、当該他の獣銃等については新規の所持許可の申請を行わせることとし、許可と同時に自己に譲渡したこととみなす。この場合、当該申請は同時申請となる。

3 留意事項

(1) 上記のような更新時期の統一は、一部の獣銃等の所持許可を有効期間よりも短くするものであり、申請者の希望がある場合にのみ行うことができるものであることから、更新時期を無理に統一させることのないようにすること。

(2) 新たな許可証の交付

施行規則第35条第1項に規定する当該許可に係る許可証の交付には、許可証を亡失等した際に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第7条第2項により許可証の再交付を受ける場合は含まれないことに留意すること。したがって、再交付を受けた許可証も、施行規則第35条第1項の規定による新許可証の交付を受ける時期は変わらない。

(3) 所持許可の失効の防止のための注意喚起

更新時期を統一することにした場合、一度更新を失念すると全ての獣銃等について所持許可が失効してしまうことから、これを防止するため、一斉検査の際に次の一斉検査までの1年間に更新時期を迎える者に対して、更新時期が近いことを注意喚起するなど、所持許可を過失により失効してしまうことのないよう何らかの働きかけを行うよう努めること。

[担当] 生活安全企画課 許可認定係